

ID: 1014

担当部署: 経済部 産業振興課

処分の概要	指定の通知
例規名 根拠条項	名寄市企業立地促進条例施行規則 第5条
例規番号	令和4年規則第19号

【根拠条文】

(指定の通知)

第5条 市長は、第3条の助成指定申請書を審査し適当と認めるときは、その事業所に対する指定に関して必要な条件を付して、助成指定決定通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。

【基準】

根拠条文及び名寄市企業立地促進条例第4条の規定による。

(措置の対象)

第4条 前条の措置は、次の各号に掲げる措置の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事業所であって本市経済の発展に寄与し、かつ、環境保全のための適切な措置が講ぜられているものを新設し、移転し、又は増設する者であって、市長が指定したものに対して行うものとする。

(1) 課税の免除 別表第2の左欄に掲げる事業所

(2) 助成 別表第3の中欄に掲げる事業所

2 前項の規定による指定を受けようとする者は、規則の定めるところにより、市長に申請をしなければならない。

3 第1項の規定により市長の指定を受けたことがある者については、特に市長が認めた場合に限り新たに指定することができる。

別表第2（第4条、第5条関係）

課税の免除の対象となる事業所	課税の免除を行う 固定資産税	課税の免除
事業所のうち、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項に規定する市町村計画に記載された同条第4項第1号に規定する産業振興促進区域内における同法第24条の規定により、過疎地域内において製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業（同法第23条に規定する農林水産物等販売業をいう。）又は旅館業（下宿営業を除く。）の用に供する設備の取得等（同法第23条に規定する取得等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項に規定する資本金の額等が5,000万円超である法人が行うものにあつて新設又は増設に限る。）をいう。）をした者について、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和3年総務省令第31号）に定める場合に該当するものと認められるもの	その事業に係る機械及び装置若しくはその事業に係る建物又はその敷地である土地に対する固定資産税	操業を開始した日以後最初の1月1日を賦課期日とする年度から3か年度分限り、課税を免除する。

<p>事業所のうち、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第26条の規定により、承認地域経済牽引事業計画に従って行う地域経済牽引事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者について、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）で定めるものを同意促進区域内に設置した事業者に該当するものと認められるもの</p>	<p>当該施設の用に供する家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地に対する固定資産税</p>	
---	--	--

別表第3（第4条、第5条関係）

助成の種類	助成の対象となる事業所	補助金の額
事業所設置助成	<p>事業所のうち、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 新設、移転又は増設のための投資額が2,500万円以上のもの</p> <p>(2) 新設、移転又は増設のための投資額が2,500万円以上のもので、かつ、当該工場等の新設、移転又は増設に伴い増加する常時雇用者（日々雇い入れられる者を除く。）の数が5人以上のもの。ただし、事業所のうち、植物工場を立地する場合にあっては、工業団地内又は工場適地内に限る。</p>	<p>(1) 当該事業所に係る投資額の100分の30に相当する額（その額が2,000円を超えるときは、2,000万円）</p> <p>(2) 当該事業所に係る投資額の100分の30に相当する額（その額が5,000円を超えるときは、5,000万円）</p>
用地取得助成	<p>事業所のうち、新設、移転又は増設に伴い増加する常時雇用者（日々雇い入れられる者を除く。）の数が5人以上のもの。ただし、事業所のうち、植物工場を立地する場合にあっては、工業団地内又は工場適地内に限る。</p>	<p>(1) 当該事業所に係る用地を取得する額の100分の30に相当する額（その額が2,000万円を超えるときは、2,000万円）</p> <p>(2) 当該事業所に係る用地を取得する額の100分の30に相当する額（その額が4,000万円を超えるときは、4,000万円）</p>
事業所賃借料助成	<p>事業所のうち、新設に伴って次のいずれにも該当するもの</p> <p>(1) 事業所に在住する常時雇用者の数が5人以上であるもの</p> <p>(2) 当該事業所の面積が80平方メートル以上であるもの</p>	<p>事業を開始した日から2年の各年において、それぞれ当該事業の用に供するため、1年間支払った事業所新設に係る賃借料の100分の50に相当する額の額が1年につき500万円を超えないときは、500万円）。ただし、事業所設置助成・用地取得助成の措置の対象となる場合は、その限度額の範囲までとする。</p>
環境施設整備助成	<p>事業所のうち、新設、移転又は増設のための投資額が2,500万円以上のもの</p>	<p>当該事業所の環境施設整備に係る事業費の100分の30に相当する額（その額が100万円を超えるときは、100万円）</p>
雇用奨励助成	<p>事業所のうち、新設、移転又は増設のための投資額が2,500万円以上のもの</p>	<p>新たに採用した常時雇用者の数に、年につき30万円を乗じた額を2年間助する。</p>

標準処理期間 30日

備考

設定年月日	令和4年7月29日	最終変更年月日	年 月 日